

# 第40回

## 総会議事録

日 時 令和5年7月13日（木）13時15分  
場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

# 総会委員名簿

令和4年8月1日現在

出欠	議席	氏 名	委員会役職
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 敏嗣	
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草薙 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員・編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鎌水 豊	
欠	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長・編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長・編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長編集・編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
欠	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	第3ブロック長
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員・編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者・編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

# 第40回総会資格審査

令和5年7月13日 午後1時15分開会

農業委員会等に関する法律第27条第3項（過半数規定）

在任委員数	出席委員数	欠席通告委員数	
24人	22人	2人	
議席番号	氏名	議席番号	氏名
12	日下部 洋一		
17	工藤 篤		

## 山形市農業委員会第40回総会傍聴者名簿

○日時：令和5年7月13日（木）午後1時15分

○場所：山形市役所 10階 委員会開催室

# 第40回総会（定例）

日 時：令和5年7月13日（木）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

# 第40回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 捶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第176号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第177号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第178号 農用地利用集積計画について

議第179号 事業計画変更承認申請について

議第180号 山形市農業委員会規程の一部改正について（別冊）

5 報 告

（1）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

（2）農地法第4条届出書の受理について

（3）農地法第5条届出書の受理について

（4）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

（5）農地改良届出書の受理について

（6）農地改良完了報告書の受理について

（7）農地法第4条の規定による許可について

（8）農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

（1）次回の総会（定例）について 令和5年8月14日（月）

（2）次回の委員調査について 令和5年8月 9日（水）

## 7 そ の 他

(1) 農地パトロール説明会の開催について

令和5年7月28日（金）15時30分～ 市役所11階 大会議室

(2) 地図の引継ぎについて

## 8 閉 会

## 第40回総会議事録

(令和5年7月13日(木) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 22名

欠席委員 2名

開会 午後1時15分

事務局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>本日は、12番 日下部委員、17番 工藤委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>在任委員数24名、出席委員数22名、欠席委員数2名で、出席委員数が過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しています。</p> <p>なお、本日は第1ブロックから岡崎良一推進委員、第2ブロックから渡邊祐助推進委員、第3ブロックから丹野菊男推進委員、第4ブロックから斎藤祐治推進委員が出席しています。</p> <p>また、本日の傍聴人はございません。</p> <p>議長選出につきましては、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。</p> <p>それでは、議長より開会の宣告及び挨拶をお願いします。</p>
議長	開会及びあいさつ
議長	<p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名することでご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	異議なしと認め、議事録署名委員については、21番 森田委員、22番 伊藤委員にお願いし、書記に菊池主事を任命します。
議長	それでは、議事に入ります。 議 第176号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書は1ページ、議 第176号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p> <p>説明の前に議案書の訂正をお願いします。</p> <p>2ページ、23号について、申請者より取下げの申出がありましたので削除をお願いします。</p> <p>案件は3件となります。農地の所在、借受人・譲受人、貸出・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりです。</p> <p>2ページをご覧ください。</p>

	<p>21号は南山形地区 谷柏元下谷柏の田 407 m<sup>2</sup>について、所有権移転による経営拡張です。譲渡人からの依頼を受け近隣に居住する譲受人が取得し、水稻栽培を行う予定です。</p> <p>22号は楯山地区 上柳の現況畑 193 m<sup>2</sup>について、隣接地の買受による経営拡張です。大豆・カボチャ等の栽培を予定しています。</p> <p>24号は金井地区 鮎洗の田 480 m<sup>2</sup>について、所有権移転による経営拡張です。丹野委員に調査をお願いしています。</p> <p>以上3件につきまして、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>24号案件について 6番 丹野委員から報告をお願いします。</p>
丹野委員	<p>6番 丹野です。24号につきまして説明します。申請地は議案書記載のとおりで、権利の種類は所有権の移転です。譲受人の従事日数は年間160日、██████████です。もうひと方の従事日数は年間50日です。使用目的は水稻です。譲受人の父も農業に従事しており、田は██████████含めて約7.6haで、畑・果樹も営んでおり、さくらんぼでは1.2ha増えたそうです。土地の売買価格は██████円、通作距離は2.7km、車で約8分です。</p> <p>申請の理由は次のとおりです。譲渡人宅の向いにある住宅の所有者が亡くなり、その相続人より譲受人へ住宅及び隣接している農地を売りたいとの依頼がありました。申請地は依頼された土地に挟まれており、併せて取得し、効率的に耕作するために今回の申請に至りました。依頼された土地も併せて申請されたいところではありましたが、貸借権が設定されており解約が必要となるため、今回は当該土地のみの申請となりました。</p> <p>共有名義での申請理由は、前述したとおり大規模経営であることに加え、譲受人の父が高齢になったことにより家族内で業務を分担するためです。譲渡人も経営縮小を考えていたため、今回譲渡を承諾しました。</p> <p>譲受人には農地パトロールにて営農されているか確認されることを伝え、管理を十分に行って頂きたい旨、念を押しました。以上のことから調査の結果、許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に対し、皆様より質問・意見等ありませんか。質問の際は議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。</p>
推名委員	<p>20番 推名です。24号案件についてお尋ねします。</p> <p>譲受人親子は、████にも所有農地がありますが耕作されておりません。既に10町歩以上所有されていますが、耕作実態はどうなっています。</p>

	すか。
丹野委員	6番 丹野です。所有面積が多いこともあり譲受人へ管理状況について尋ねたところ、常時2人は従事し管理できるようになっているとの回答でした。保全管理のようになっている土地も見受けられるが、遊休農地化はしていないそうです。できるだけ耕作するようにしてくださいと伝えてきました。
推名委員	私の方から毎年、草刈りなど管理のお願いの電話をしなければならない状況が実態です。営農する気が無いように感じます。
丹野委員	調査の際に、農業委員会としても農地の適正管理の観点から、しつかり耕作・圃場管理をするよう念押ししました。推名委員からも農業委員会で話が上がったと伝えれば、早めに対応すると思います。農業委員から催促をされている部分もありますが、調査においては概ね管理がなされている状況であることを聞取りしました。
梅津委員	13番 梅津です。譲受人が [REDACTED] を営んでいることが事前にわかつているのであれば、受付の段階で慎重に審査するようなことはしていないのでしょうか。
事務局	皆様から実施していただいている遊休農地の調査結果の中に所有地が含まれている場合は、事前に解消を指導しております。
梅津委員	そうではなく、農地を購入する方が [REDACTED] を営んでいるという場合の話です。
事務局	今回は個人の農家として耕作を目的とした申請です。他の方の申請でもそうですが、生業に関係なく事前審査において慎重に確認をしています。
森田委員	21番 森田です。譲受人の [REDACTED] とありますが、所有面積の10町歩ほどの面積を2人で耕作しているのですか。
丹野委員	6番 丹野です。10町歩というのは、共有での申請者のほかに父親の所有面積も多く含まれています。
森田委員	それぞれの所有面積の内訳は分かりますか。
丹野委員	[REDACTED] の農地もあり、市外農地分の内訳は分かりません。2人の共有名義とする理由は、譲受人の子が県外から山形市内へ戻り、また、父親が高齢になったこともあります、家族全体で管理をする方針になったためです。前回申請の令和4年の7月から新たに所有する分は、このたびと同じく共有名義となっています。

議長	<p>他にありますか。</p> <p>無いようですので、本日出席されている推進委員の方からも意見を聞きたいと思います。</p> <p>なお、24号案件につきましては農地を多方面に所有しておりますので、近隣の情報や意見があれば述べて頂いて結構です。何かございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
議長	<p>それでは無いようですのでお諮りします。議第176号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>全員異議なしと認められますので、議第176号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決します。</p>
議長	<p>次に進みます。議第177号 農地法第5条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は3ページ、議第177号 農地法第5条の規定による許可申請について、をお願いします。案件は4・5ページの8件です。また、位置図は6ページからです。</p> <p>6ページをご覧ください。12号は山形国際交流プラザの南、約500mに位置する千歳地区 落合町の現況畠 286m<sup>2</sup>で、第2種農地相当と判断しております。転用目的は、資材置場及び駐車場です。</p> <p>借人は市内銅町で建設業を営む法人です。現在賃借中の事務所周辺にある資材置場が利用困難となつたため、用地を探しておりました。周辺では適地が見つからず、検討範囲を広げたところ今回の申請地が見つかり、所有者から承諾を得られたため申請に至りました。</p> <p>7ページをご覧ください。13号は山形広域クリーンセンターの東、約300mに位置する南沼原地区 沼木の畠 352m<sup>2</sup>で、第2種農地相当と判断しています。転用目的は一般住宅の建築です。</p> <p>借人は現在、[REDACTED]で居住しています。育児や両親の世話など今後のことを考え、実家のある沼木に住宅建築を検討した結果、祖父が所有する当該地を使用させてもらうこととなり申請に至りました。</p> <p>8ページをご覧ください。14号は山形広域クリーンセンターの東、約250mに位置する南沼原地区 沼木の畠 384m<sup>2</sup>で、第2種農地相当と判断しています。転用目的は一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は現在、市内の[REDACTED]で居住していますが、</p>

部屋が手狭となつたため戸建住宅建築の計画に至りました。子の通学する学区内を検討したところ、当該地が見つかり申請に至りました。

9ページをご覧ください。15号は市立大郷小学校の西、約850mに位置する大郷地区船町の畠200m<sup>2</sup>で、第2種農地相当と判断しています。転用目的は一般住宅の建築です。

借人は現在、市内の[REDACTED]で居住しておりますが、今後、現在の住居では手狭になることから、戸建住宅建築の計画に至りました。育児や祖母の介護を考慮し、祖母の住宅の近くで、かつ、子の通学に便利な場所を検討した結果、祖母所有の当該地を借りて一般住宅を建築することとなり申請に至りました。

10ページをご覧ください。16号は山形市樅沢コミュニティセンターの西、約350mに位置する樅沢地区下樅沢の畠36m<sup>2</sup>です。転用目的は、特定建築条件付き売買予定地による宅地分譲です。

30ページの事業計画変更承認申請の関連案件で、令和5年6月に許可を受けた計画を新たに隣接農地を加えた計画に変更するため、事業計画変更承認申請とあわせて申請があつたことから、5条許可を同時に行うものです。なお、事業計画の変更内容については、31ページに記載しています。

丹野委員に調査をお願いしています。

11ページをご覧ください。17号は市立金井小学校の西、約600mに位置する金井地区東志戸田の畠43m<sup>2</sup>です。第1種農地相当と判断しています。転用目的は、住宅の敷地拡張による庭の設置です。

譲受人は令和4年に隣接地に住宅を建築し居住しておりますが、現在の敷地では子の遊び場と冬の排雪場所が手狭となつたため敷地拡張を計画し、当該地の所有者から承諾を得られたことから申請に至っています。

12ページをご覧ください。18号は市立金井小学校の西 約1,800mに位置する金井地区志戸田の畠2筆 計87m<sup>2</sup>です。第1種農地相当と判断しています。転用目的は一般住宅の建築です。

譲受人は現在、市内の[REDACTED]で居住していますが、子の成長に伴い現在の住居が手狭になつたことから、戸建住宅建築の計画に至りました。両親からの育児への協力等も考え、実家近くで検討した結果、隣接する宅地等と合わせて当該地を取得し、一般住宅を建築することとなり申請に至りました。

13ページをご覧ください。19号は市立出羽小学校の南東 約500mに位置する出羽地区漆山の現況畠2筆 計813m<sup>2</sup>で、転用目的は、建売分譲住宅の建築です。阿部委員に調査をお願いしています。

以上の8件につきまして、ご審議の程よろしくお願いします。

議長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 16号案件について6番 丹野委員から報告をお願いします。
丹野委員	6番 丹野です。10ページをご覧ください。申請者は議案書に記載のとおりです。 特定建築条件付き売買予定地による宅地分譲のため、当初の事業を計画した際、当該地を含めた計画としたかったものの、隣接の居住者から所有者に対して今回申請した農地を取得したいという申し入れがあったことから、今回の申請地を除いて令和5年5月に転用申請を行ったそうです。その後、隣接の居住者から取得の意思が無くなつたという話があつたことから、新たに取得する部分を、道路用地としての一部利用と管理のための駐車スペースや冬場の排雪スペースとして利用するため事業計画を変更したということです。 なお、土地取得費の総額については変更ないそうです。調査の結果、許可相当と判断しました。
議長	次に19号について、7番 阿部 委員 から報告をお願いします。
阿部委員	7番 阿部です。13ページをご覧ください。申請者は議案書に記載のとおりで、計画者はそれぞれ個人で不動産業を営んでおり、[REDACTED] という商号で事業を行っております。どちらも宅建業法の資格を持っていることを確認しております、実績も過去2回ほどあるということです。譲渡人は体調を崩しており、農業後継者もないことから今回の申請に至つたそうです。 場所と面積、土地の形状につきましては、記載のとおりで、転用目的は建売分譲住宅4棟の建設で、1区画の敷地は60坪ほどです。 当該地は近隣にスーパーマーケットや銀行等があり、恵まれた住環境であることから建売分譲を計画すれば需要が見込めると判断し、事業用地に選定したもので、所有者との話がまとまつたことから申請に至つたそうです。土地改良事業施行地であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるもので、申請地に代えて外に代替する土地も無いことから、やむを得ないものと認められます。被害防除対策について、汚水、雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透、開発許可見込みあり、最上川中流土地改良区からの意見書あります。土地取得費は [REDACTED] 円で、1m <sup>2</sup> あたり [REDACTED] 円、坪当たり [REDACTED] 円、土地造成費は [REDACTED] 円、建築費は4棟で、[REDACTED] 円、合計すると約 [REDACTED] 円の費用がかかるわけですが、計画者2人の通帳残高で十分実行できると判断しました。土地・建物の売買価格は約 [REDACTED] 円～ [REDACTED] 円の予定とのことでした。参考に土地の価格を聞きましたところ、坪当たり [REDACTED] 円～ [REDACTED] 円のことでした。 調査の結果、許可相当と判断しました。
丸子委員	9番丸子です。19号案件について、以前は布基礎のガラスハウス

	が建っていたはずですが、申請が出されていないのか、申請不要だったのか、どちらでしょうか。
事務局	この度の申請があった時点では、ハウス等は無い状態でした。転用の履歴もなく、現状が農地であるためこの度の転用申請に至っています。
丸子委員	転用は必要だったのでしょうか。
事務局	現在では、ガラスハウスについては高度化施設かどうか等、底地の状態によって届出が必要な場合もあります。
丸子委員	ガラスハウスが現存していないため、今回の件については判断できないということでしょうか。
事務局	現物が確認できないため手続が必要だったかは判断できませんが、現状は農地のため、今回の計画では転用許可が必要と判断しました。
丸子委員	分かりました。
議長	出席推進委員の方からも意見をいただきます。ぜひご発言ください。
岡崎委員	第1ブロック推進委員の岡崎です。16号案件について、駐車場スペースとして誰が使用するのでしょうか。
丹野委員	土地を管理するため、[REDACTED]さんの駐車場及び来客用として使用することでした。
議長	議 第177号について、許可することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議 第177号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議長	次に進みます。 議 第178号 農地利用集積計画についてですが、議案に私に関する案件がありますので、ここで議長を遠藤会長職務代理者に交代します。
議長	議 第178号 農地利用集積計画について上程します。 なお、議案には1番 安達委員、18番 佐藤委員、24番 大築委員

	<p>に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、参与を控えてもらいます。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の14ページ、議 第178号 農用地利用集積計画について、をお願いします。</p> <p>15ページをご覧ください。令和5年4月受付分の農地中間管理事業による「利用権設定」の集計表となっています。</p> <p>「利用権設定」の内容は16ページから29ページまで記載のとおりで、計83件です。</p> <p>山形市の農用地利用集積計画の公告日は、7月25日（火）の予定です。</p> <p>以上につきまして、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対し、質問・意見等ありませんか。 それではお諮りします。議 第178号について、適当であるとすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>全員異議なしと認め、議 第178号 農用地利用集積計画について、適当であるとの意見に決します。</p> <p>ここで議長を交代します。</p>
議長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第179号 事業計画変更承認申請について、上程します。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の30ページ、議 第179号 事業計画変更承認申請について、をお願いします。</p> <p>案件は31ページの2号1件です。</p> <p>2号につきましては、関連案件は先ほどの議 第177号 5条の規定による許可申請についての16号案件で審議しました案件です。</p> <p>先ほど説明した理由により当初計画より事業敷地を拡大しようとするものです。</p> <p>以上につきまして、審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対し、質問・意見等ありませんか。 それではお諮りします。議 第179号について、適當であるとすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議長	全員異議なしと認め、議 第179号 事業計画変更承認申請について、承認することに決します。
議長	次に進みます。 議 第180号 山形市農業委員会規定の一部改正について、を上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	資料別冊をご覧ください。 農地利用最適化推進委員について、推進委員長、副委員長の位置づけを規定するものになります。第4条に農地利用最適化推進委員会を新設します。 第16条 設置につきまして、「農地等の利用の最適化を推進するため、委員会に農地利用最適化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。」とします。 第17条 職務につきまして、「推進委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する事項について調査及び検討を行うものとする。」とします。 第18条 組織につきましては、「推進委員会の委員は、推進委員24名をもって組織する。」とします。 第19条 任期につきましては、「推進委員会の委員の任期は、推進委員の任期とする。」とします。 第20条 委員長及び副委員長につきましては、「推進委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置く。」、「委員長は会務を総括し、推進委員会を代表する。」、「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。」、「委員長は、推進委員会の委員のうちから会長が指名する。」、「副委員長は、次条に規定するブロック長（委員長であるブロック長を除く。）の互選により定める。」、「委員長及び副委員長の任期は、推進委員会の委員の任期による。」とします。 第21条 ブロック長につきましては、「推進委員会にブロック長を置く。」、「ブロック長は、その属する担当区域の会務を統括する。」、「ブロック長は、担当区域ごとに、その担当区域に属する推進委員会の委員の推薦を受けて委員長が指名する。ただし、委員長が属する担当区域のブロック長は、委員長が兼務する。」、「ブロック長の任期は、推進委員会の委員の任期による。」とします。 第22条 会議の招集につきましては、「推進委員会の会議（次条において「会議」という。）は、委員長が招集する。」とします。 第23条 会議につきましては、「会議は、推進委員会の委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。」、「委員長は、会議の議長となる。」とします。 第24条 会議録につきましては、「委員長は、会議録を作成しなければならない。」とします。なお、記載につきましては、事務局が行います。 この規定は令和5年7月20日から施行します。

	以上、審議の程よろしくお願ひします。
阿部委員	7番 阿部です。任期3年とありますが、農業委員のブロック長と同様に1年半の任期にしてはどうでしょうか。
今野委員	5番 今野です。阿部委員に賛成です。
石川委員	2番 石川です。農業委員会の会長、会長職務代理者同様、任期3年がいいと思います。
阿部委員	委員長、副委員長は3年でいいのですが、ブロック長は1年半が良いと思います。
遠藤委員	23番 遠藤です。農業委員のブロック長の任期は3年ではなかったでしょうか。第4ブロックでは3年間していました。
梅津委員	13番 梅津です。私も農業委員のブロック長を3年勤めまして、推進委員とのコミュニケーションを図る機会等ありましたので、同様に3年が良いと思います。
鎧水委員	11番 鎧水です。「委員長が属する担当区域のブロック長は、委員長が兼務する。」とのことなので、3年で良いと思います。
森田委員	21番 森田です。阿部委員の第2ブロックは旧第2ブロック、旧第3ブロックに分かれ特殊ですので、第2ブロックは1年半ということは認められないでしょうか。
議長	規程の改正ということなので、一括して同じ規定にするという趣旨をご理解ください。
事務局	補足させてください。農業委員のブロック長は調査会のブロック長ということですので、今回の推進委員会のブロック長とは異なります。以前は各ブロックから代表が決められ、そのうちの1名が委員長、そのほかが副委員長というような位置付けでしたが、不明確な部分を今回改めて整理しようと一部改正を提案した次第です。よろしくお願ひします。
渡邊委員	第2ブロック推進委員の渡邊です。3年で良いと思います。
丹野委員	第3ブロック推進委員の丹野です。同じく3年で良いと思います。
草苅委員	8番 草苅です。農業委員のブロック長はブロック内のとりまとめ、運営委員等は農業委員会内のとりまとめとして、役割がそれぞれ違っているから任期が異なるのであり、推進委員のブロック長もその

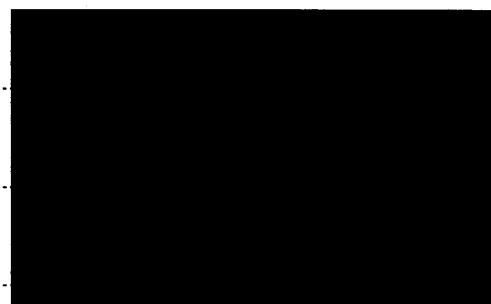
		役割に合わせて任期を決めるべきだと思いますので、3年でいいと思います。
議長		それでは決をとります。 3年の方が多数のため、任期は3年に決します。
議長		それではお諮りします。議第180号について、案のとおり改正することに異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議長		全員異議なしと認め、議第180号 山形市農業委員会規定の一部改正について、案のとおり改正することに決します。 これにて議事を終了します。
議長		次に、報告事項について、事務局から報告を願います。
事務局		農地法に係る報告事項は、案件名とその件数を読み上げます。 議案書32ページをお願いします。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、内容は33ページから40ページまでの19件です。 議案書41ページをお願いします。農地法第4条届出書の受理について、内容は42ページの2件です。 議案書43ページをお願いします。農地法第5条届出書の受理について、内容は44ページから45ページまでの5件です。 議案書46ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、内容は47ページの6件です。 議案書48ページをお願いします。農地改良届出書の受理について、内容は49ページの3件です。 議案書50ページをお願いします。農地改良完了報告書の受理について、内容は51ページの1件です。 議案書52ページをお願いします。農地法第4条の規定による許可について、内容は53ページの1件です。 議案書54ページをお願いします。農地法第5条の規定による許可について、内容は55ページから56ページまでの7件です。 報告事項は以上です。
議長		次に連絡事項について、事務局よりお願いします。
事務局		次の定例総会は、令和5年8月14日(月)に開催予定です。 委員調査については、調査日は8月9日(水)の予定です。調査委員については、改選等の結果により再度選定したいと思います。
議長		次に、その他について事務局からお願いします。

事務局	農地パトロール説明会について連絡します。 日時は7月28日(金)、研修会終了後の午後3時30分、庁舎11階 大会議室で予定しています。 また、改選による委員の交代がある場合は、後任委員への地図の引継ぎを忘れないようにお願いします。
議長	何もなければ、これで第40回総会を終了します。 ご苦労様でした。

(閉会午後2時45分)

以上、議事のてん末を記録し相違ないことを認め署名します。

議長



議事録署名委員

議事録署名委員